

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年8月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表岩戸住宅の項を削り、同表宮下団地の項戸数の欄中「39」を「28」に改め、同表今村住宅の項戸数の欄中「4」を「3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

老朽化した市営住宅を取り壊すため、本条例の所要の改正をしようとするものである。